

J-CAP制度が始まります ～令和5年10月試行開始～

J-CAP制度（Compliance Assurance Program of Japan）とは

- 「新規性の高い形態の取引等に関する個別確認プログラム」を「J-CAP制度」といい、税務CGの充実に向けた取組の一環として、新規性の高い形態の取引につき、リーディングカンパニー、上場企業等の大企業（国税局調査部特官所掌法人をいいます。）と国税当局が協力・対話しながら、対象とする取引の税務上の取扱いについて、国税当局が早期に回答を行うことにより、税務リスクを低減させていくための取組となります。
- J-CAP制度は、企業からの個別確認の申出により開始します。

J-CAP制度の試行について（背景等）

- 特官所掌法人においては、税務CGの取組を行ってきたこと等もあり、税務に関する企業内のガバナンスを向上させるなど、自発的なコンプライアンスが維持・向上してきています。
- 他方、大企業では、変化を続けるグローバルなビジネス環境の中で、新規性の高い形態の取引（例：日本と馴染みのない新興国・途上国等への進出、技術革新等により生まれた新規事業への参入、法改正や規制強化等により生じる新規取引や商流変更、ビジネスストラクチャリング等）を行うことが多くなっています。
- こうした取引に伴い、税法の適用関係が必ずしも明確になっていないことなども生じるため、税務リスク（税務調査で指摘を受ける等の可能性）を国税当局の関与なしで事前に排除・低下させていくことは、税務コンプライアンスが高い法人であっても、限界がある場合も考えられます。
- 東京国税局調査部では、新規性の高い形態の取引につき、大企業と国税当局が協力・対話しながら、企業からの申告前の申出に係る取引の税務上の取扱いを、国税当局が早期に回答し、こうした取引に関する税務リスクを低減させていく取組（J-CAP制度）を、令和5年10月から試行する予定です。J-CAP制度は、税務CGの充実に向けた取組の一環として行われる新たな取組となります。
- この取組によって企業側では税務CGの充実を図り、税務リスクを低減することにより、予測可能性を向上させるとともに、国税当局側もより調査必要度の高い法人に対し、調査事務量を配分していくことが可能となるなど、企業と国税当局の双方にとって望ましいものとなることが期待されます。

問合せ先：東京国税局調査第一部調査総括課審理・J-CAP担当

03-3542-2111（内線3723・3722・3720）

概要

対象	東京国税局調査第一部特別国税調査官が所掌する法人
対象取引	<p>以下の要件等を満たすもののうち、新たな税務上の解釈が必要となる取引や過去に例のない取引など新規性の高い形態の取引であって、個別性の高いもの等を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の解釈・適用その他税務上の取扱いに関するもの ➤ 申告期限前の申出であること ➤ 実際に行われた取引又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料提出が可能なもので自身の課税関係に係るもの <p>※ 以下の場合には対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実地確認や取引関係者等による事実関係の認定を必要とする場合（同族会社の行為又は計算否認等の認定を必要とするものを含む） ✓ 事実関係の確認や書類の提出に速やかに応じないなど、早期回答に協力的でない場合 ✓ 個々の財産の評価や取引等価額の算定に関するもの ✓ 税務CGの趣旨に沿わない場合（例えば、内容がタックスプランニングに関わるコンサルタント的な対応を求められる場合など） <p>（注） 個別取引の内容によっては、他の手続となる場合がありますので、併せて国税庁ホームページをご参照の上、該当する手続がないかご確認ください。</p> <p>国税庁ホームページ > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > 税の相談 > 個別の取引等に関する照会について</p>
回答のための期間	<p>原則として、申出から 45 開庁日以内に回答することを目指して試行を実施します（ただし、申出の内容・集中状況によっては、この期間内での回答ができない場合があります。）。</p> <p>※ 上記期間は、回答に必要な資料が提出され、申出として受付をした時点から起算。また、事実関係や私法上の権利義務関係等を明確に示すことのできない取引であっても、回答に前提条件を付すことにより、迅速な回答を実施する予定です。</p>
税務CGの評価	<p>J-CAP制度を利用した場合、その申出の内容等を踏まえ、利用した企業の税務CGの評価へ反映していくことを予定しています。</p>
事項留意	<p>申告期限前までに回答がなされるよう、J-CAP制度の申出に当たっては、早めの相談をお願いいたします。</p>
申出書	<p>申出書については、東京国税局ホームページに掲載しています。</p> <p>国税庁ホームページ > 国税庁等について > 組織（国税局・税務署等） > 東京国税局 > 税に関する情報 > J-CAP制度が始まります > J-CAP制度（新規性の高い形態の取引等に関する個別確認プログラム）の概要 > J-CAP制度の申出書 (Word/40KB)</p>